

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認岩手地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	2 件
国民年金関係	1 件
厚生年金関係	1 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	6 件
国民年金関係	4 件
厚生年金関係	2 件

第1 委員会の結論

申立人の昭和 39 年 4 月から 40 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 11 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 39 年 4 月から 40 年 3 月まで

私は、国民年金制度が始まって以来、夫と一緒に保険料を町内の集金担当者に納めてきた。未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、国民年金制度が始まって以来、申立人の夫と一緒に保険料を町内の集金担当者に納付していたと主張しているところ、申立人と申立人の夫の国民年金手帳記号番号は、昭和 36 年 1 月に連番で払い出されており、A 市保管の被保険者名簿によると、申立人と申立人の夫に係る同年 4 月から 56 年 3 月までの期間のうち、納付年月日が確認できる期間は、すべて同一の納付年月日が記載されていることから、申立内容は基本的に信用できる。

また、A 市保管の納付組織台帳によると、申立人が集金人として名前を挙げている者は、申立期間当時、納付組織代表者として在籍していたことが確認できる。

さらに、申立期間は 12 か月と比較的短期間であるとともに、申立期間に係る申立人の夫の国民年金保険料は納付済みとなっており、申立期間前後において、申立人と申立人の夫の生活状況に大きな変化もみられないことから、申立期間のみ未納とされていることは不自然である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の（財）A研究所に係る被保険者記録は、資格取得日が昭和48年4月1日、資格喪失日が54年1月1日とされ、当該期間のうち、53年12月1日から54年1月1日までは、厚生年金保険法第75条本文規定により年金額の計算の基礎となる被保険者期間とならない期間と記録されているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の（財）A研究所における資格喪失日を54年1月1日とし、申立期間の標準報酬月額を13万4,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和27年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和53年12月1日から54年1月1日まで

私は、昭和48年4月1日から53年12月31日まで（財）A研究所に勤務していたが、申立期間について厚生年金保険の記録が未加入とされている。これは事業所の事務担当者の誤りであることが確認できたので、記録の訂正をしてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の（財）A研究所に係る厚生年金保険被保険者記録は、資格取得日が昭和48年4月1日、資格喪失日は当該事業所が平成9年5月30日に被保険者資格の喪失届の訂正届を提出したことにより、資格喪失日が昭和53年12月30日から54年1月1日とされた。ただし、政府が保険料を徴収する権利は時効により消滅していることから、厚生年金保険法第75条の規定により、当該期間は年金額の計算の基礎となる被保険者期間にはならないとしている。なお、厚生年金保険法第75条の規定により年金額の計算の基礎となる被保険者期間にはならない期間の始期は、被保険者名簿では53年12月30日であるが、オンライン記録では同年12月30日から同年12月1日に変更されている。社会保険事務所では当該理由について不明としている。

これに対し、申立人は、当委員会に対し、上記期間を含む昭和53年12月1日から54年1月1日までについての年金記録の訂正を求めているものであるが、雇用保険

の記録、人事記録及び退職金計算書により、申立人は、（財）A研究所に48年4月1日から53年12月31日まで継続して勤務しており、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間における標準報酬月額については、昭和53年7月の社会保険事務所の記録から13万4,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は資格喪失日を昭和54年1月1日と届け出るべきところを53年12月30日として届け出たと事務手続の誤りを認めていることから、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る53年12月の保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

岩手国民年金 事案 434

第1 委員会の結論

申立人の昭和48年3月から50年11月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和24年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和48年3月から50年11月まで

私は、会社を退職後国民健康保険の加入手続を父親に依頼した。国民年金も併せて手続したと記憶している。未加入となっていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立人の父が国民年金への加入手続及び国民年金保険料の納付を行ったとしているが、申立人自身は直接関与しておらず、申立人の父は既に他界している上、申立人は、申立人の父から具体的な話を聞いていないとしていることから、具体的な加入手続及び保険料の納付状況は不明である。

また、申立人の国民年金手帳記号番号は、A社会保険事務所保管の国民年金手帳記号番号払出簿によると、昭和50年12月に払い出されており、申立人が所持している年金手帳にも「初めて被保険者となった日」として50年12月9日と記載があり、申立人は、申立人が結婚した48年5月から52年までは住所を移動していないとしていることから、別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情は見当たらない。

さらに、申立人の夫は、昭和42年6月から平成11年4月まで厚生年金保険の被保険者であることから、申立人は、結婚した48年5月の時点で任意加入対象者となる。制度上、任意加入者は加入手続を行った日から国民年金に加入することとなることから、さかのぼって納付書が発行されることは無い。

加えて、申立人が申立期間について保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成12年4月から13年10月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和15年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成12年4月から13年10月まで
私は、平成12年4月から高齢任意加入をして、国民年金保険料は平成12年度も13年度も4月に1年分ずつ前納していたので、未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間に係る国民年金の加入手続については、60歳喪失を知らせる案内文書に入っていた高齢任意加入届のはがきに記入して社会保険事務所に郵送したとしているが、A社会保険事務所では、当時、はがきによる高齢任意加入届の事務処理は行っていなかったとし、B村では、案内文書には高齢任意加入届は入れていなかったとしていることから、申立人の主張は合理的とは考え難い。

また、申立人は、申立期間に係る最初の国民年金保険料について、60歳喪失の案内文書に同封されていた納付書により平成12年度の1年分を郵便局で前納したとしているが、B村では、高齢任意加入の届が出される前に納付書を発行することは無いとしている上、郵便局は同村の保険料領収の指定金融機関ではなかったとしている。

さらに、申立人は、申立期間のうち平成13年度の国民年金保険料についても1年分を前納により納付したとしているが、社会保険庁のオンライン記録によると、平成13年11月分の国民年金保険料は同年11月14日に、13年12月分は同年12月6日に、14年1月分から3月分は同年1月18日にそれぞれ納付されていることが確認でき、申立内容と符合しない。

加えて、申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和50年10月に払い出され、申立人は、申立期間の前後の期間の国民年金保険料を当該手帳記号番号を使

用して納付しており、申立期間のみ別の番号が払い出され、保険料を納付したものととは考え難い。

そのほか、申立人が申立期間について保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 38 年 4 月から 50 年 3 月までの期間、55 年 4 月から同年 12 月までの期間、56 年 4 月から 57 年 12 月までの期間及び 61 年 4 月から平成 16 年 3 月までの期間の国民年金保険料については、納付していたもの又は免除されていたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 18 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 38 年 4 月から 50 年 3 月まで
② 昭和 55 年 4 月から同年 12 月まで
③ 昭和 56 年 4 月から 57 年 12 月まで
④ 昭和 61 年 4 月から平成 16 年 3 月まで

私は、父に国民年金の保険料納付及び免除申請の手続をしてもらっていた。また、母が、平成 13 年に私が 60 歳になるまでの期間の免除の手続を行ったと思う。未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立人の父が国民年金の保険料納付及び免除の手続を行っていたとしているが、申立人自身は直接関与しておらず、申立人の父は既に他界しており、申立人の母は高齢により話が聞ける状態ではないとして、具体的な保険料の納付及び免除の手続の状況は不明である。

また、申立人は、20 年から 23 年前に申立人の父から「おまえは年金をもらえるから」と言われたとしているだけで、保険料の納付状況又は免除の有無について具体的に聞いたことは無いとしており、申立人の主張は合理的とはいえない。

さらに、申立人の国民年金手帳記号番号は、A 社会保険事務所保管の国民年金受付処理簿によると特別適用で申立人の妻と夫婦連番で昭和 50 年 3 月に払い出されており、この時点で申立期間①の大部分は時効により納付できない期間である。

加えて、申立人は、申立人の母から「免除をしたので年金がもらえる」と

聞いたことを根拠に、平成 13 年に昭和 61 年 4 月から 60 歳になる平成 16 年 3 月までの期間の国民年金保険料を免除されたとしているが、制度上、さかのぼって過去の期間又は翌年度以降の申請免除が承認されることはない。

その上、申立人が申立期間について保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたこと又は免除されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたもの又は免除されていたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和51年11月から53年3月までの期間及び58年3月から61年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男 (死亡)
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和12年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和51年11月から53年3月まで
② 昭和58年3月から61年3月まで

夫の国民年金については、夫が下船後、私が船員保険から国民年金に切り替えて、地区の集金で保険料を納めていたはずであり、未納とされていることに納得できない。

(注) 申立ては、申立人の妻が、死亡した申立人の納付記録の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

申立人の妻は、申立期間の国民年金保険料を納めていたはずであると主張しているものの、申立人の妻が所持する申立期間に係る家計簿には、社会保険庁の記録上納付済みとなっている期間については納めたとする記載がある一方で、申立期間については国民年金保険料を納めたとする記載は無いとしている上、申立期間の保険料は納めていないと思うとも述べるなど、申立内容と矛盾する。

また、申立人の妻は、当該家計簿には、申立人に係る国民年金への加入手続を行ったのは昭和53年であり、同年8月2日に申立人の夫の国民年金保険料を初めて納付したとの記載があるとしている。申立人の妻は、集金以外の方法で保険料を納付したことは無いとしているが、申立人の国民年金手帳記号番号が払い出された同年9月の時点で申立期間①の保険料は過年度保険料となるため、日本銀行歳入代理店となっている銀行や郵便局等において納付することとなり、地区の集金では納付することができず、申立内容と符合しない。

さらに、申立期間②のうち、昭和 58 年 3 月から 59 年 1 月までの期間について、申立人は、船員保険の被保険者となっていることから、国民年金の被保険者とはなることができないほか、申立人の 58 年 3 月の国民年金保険料は同年 8 月に還付されていることから、申立人は同年 3 月に国民年金被保険者資格を喪失したと考えるのが自然である。

加えて、申立人の妻は、申立人に係る船員保険から国民年金への切替手続を行ったとしているが、申立人は、船員保険被保険者資格を喪失した昭和 59 年 2 月の時点で船員保険から支給される老齢年金の受給資格期間（240 月）を満たしていることから、申立期間②のうち、59 年 2 月から 61 年 3 月までの期間は、61 年 4 月改正以前の国民年金法においては、任意加入対象期間となる。申立人は、申立期間②の前後の期間の国民年金保険料を同じ国民年金手帳記号番号を使用して納付していることから、申立期間②のみ別の番号が払い出され、保険料を納付したものとは考え難い。

そのほか、申立人が申立期間について保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 25 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 51 年 4 月から 54 年 9 月 30 日まで

私は、昭和 51 年 4 月から 54 年 9 月 30 日まで、A 社で事務員として勤務していた。社会保険事務所に厚生年金保険の加入期間を確認したところ、申立期間についての記録が無い旨の回答を受けた。証拠となる給与明細書等はないが、間違い無く勤務したので、厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立事業所の回答及び同僚の証言から、申立人が A 社に勤務していたことは推認される。

しかし、当該事業所に照会したところ、申立期間に係る資料は保存していないとしており、申立内容を確認できる関連資料を得ることができず、複数の同僚からも申立内容を裏付ける関連資料や証言を得ることはできなかった。

また、社会保険事務所が保管している当該事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票を確認したところ、申立期間において申立人の記録が無い上、健康保険の整理番号に欠番や乱れも無い。

さらに、社会保険事務所が保管している申立人の夫に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票を確認したところ、申立人が申立期間において、夫の政府管掌健康保険の被扶養者となっていることが確認できる。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 54 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 13 年 6 月 1 日から同年 10 月 11 日まで

私は申立期間にA社に勤務していたが、厚生年金保険の加入記録が無いとされた。雇用保険は加入期間となっているので、申立期間についても厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録により、申立人が申立期間にA社に勤務していたことは確認できる。

しかし、当該事業所は平成 13 年 6 月 1 日に全喪していることから、申立期間は厚生年金保険の適用事業所ではない。

また、申立人は申立期間の給与は事業主から支給されず、後日、労働基準監督署から通知が来て未払賃金の一部を受け取ったと供述している。これについては「賃金の支払の確保等に関する法律」により、企業の倒産等により賃金が支払われないまま退職した労働者に対し、未払賃金の一部を国が立替払する制度であり、労働基準監督署によると、申立期間は未払賃金立替払の算定期間となっていることから、当該期間に係る立替払された未払賃金からは厚生年金保険料は源泉控除されることはない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。